

2014年 輸出統計品目表新旧対照表

新 (2014年)				旧 (2013年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
29.29 2929.10	100 0	その他の窒素官能基を有する化合物 －イソシアナート			29.29 2929.10	100 0	その他の窒素官能基を有する化合物 －イソシアナート		
	200 2	－トリレンジイソシアナート (ト リレンジイソシアナート)		KG		200 2	－トリレンジイソシアナート		KG
	900 2	－ジフェニルメタンジイソシア ナート		KG		900 2	－ジフェニルメタンジイソシア ナート		KG
2929.90		－その他のもの (省 略)		KG	2929.90		－その他のもの (同 左)		KG
38.24		鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結 剤並びに化学工業 (類似の工業を含 む。) において生産される化学品及 び調製品 (天然物のみの混合物を含 むものとし、他の項に該当するもの を除く。)			38.24		鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結 剤並びに化学工業 (類似の工業を含 む。) において生産される化学品及 び調製品 (天然物のみの混合物を含 むものとし、他の項に該当するもの を除く。)		
3824.10 }		(省 略)			3824.10 }		(同 左)		
3824.83 3824.90	100 6	－その他のもの －小売用の容器入りにした修正 液	NO	KG	3824.83 3824.90	100 6	－その他のもの －小売用の容器入りにした修正 液	NO	KG
	900 1	－その他のもの		KG		200 1	－修正テープ (交換用のものを含 み、小売用にしたものに限る。)	NO	KG
	900 1	－その他のもの		KG		900 1	－その他のもの		KG
38.25		化学工業 (類似の工業を含む。) に おいて生ずる残留物 (他の項に該当 するものを除く。)、都市廃棄物、下 水汚泥及びこの類の注6のその他の 廃棄物			38.25		化学工業 (類似の工業を含む。) に おいて生ずる残留物 (他の項に該当 するものを除く。)、都市廃棄物、下 水汚泥及びこの類の注6のその他の 廃棄物		
3825.10		－都市廃棄物 －第16部の物品 (家庭用のものに 限る。) の都市廃棄物			3825.10		－都市廃棄物 －第16部の物品 (家庭用のものに 限る。) の都市廃棄物		
	120 6	－第8517.12号の機器のもの	NO	KG		110 3	－第84.71項の機械のもの	NO	KG
	130 2	－第85.28項の機器のもの	NO	KG		120 6	－第8517.12号の機器のもの	NO	KG
	190 6	－その他のもの		KG		130 2	－第85.28項の機器のもの	NO	KG
	900 2	－その他のもの		KG		190 6	－その他のもの		KG
	900 2	－その他のもの		KG		900 2	－その他のもの		KG
72.09		鉄又は非合金鋼のフラットロール製 品 (冷間圧延をしたもので、幅が600 ミリメートル以上のものに限るもの とし、クラッドし、めつきし又は被 覆したものを除く。) －冷間圧延をしたもの (更に加工し たものを除く。) で巻いたもの			72.09		鉄又は非合金鋼のフラットロール製 品 (冷間圧延をしたもので、幅が600 ミリメートル以上のものに限るもの とし、クラッドし、めつきし又は被 覆したものを除く。) －冷間圧延をしたもの (更に加工し たものを除く。) で巻いたもの		
7209.15 }		(省 略)			7209.15 }		(同 左)		
7209.17 7209.18		－厚さが0.5ミリメートル未満の もの			7209.17 7209.18		－厚さが0.5ミリメートル未満の もの		

新 (2014年)				旧 (2013年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
010	1	---発生品		KG	010	1	---発生品		KG
		---その他のもの					---その他のもの		
091	5	----高張力鋼板 (引張り強さが 340メガパスカル以上のも のに限るものとし、ブリキ 原板を除く。)		KG	091	5	----高張力鋼板 (引張り強さが 340メガパスカル以上のも のに限る。)		KG
092	6	----ブリキ原板		KG	092	6	----ブリキ原板		KG
099	6	----その他のもの		KG	099	6	----その他のもの		KG
7209.25 }		(省 略)			7209.25 }		(同 左)		
7209.90					7209.90				
73.07		鉄鋼製の管用継手 (例えば、カップ リング、エルボー及びスリーブ)			73.07		鉄鋼製の管用継手 (例えば、カップ リング、エルボー及びスリーブ)		
7307.11 }		(省 略)			7307.11 }		(同 左)		
7307.29					7307.29				
7307.91	000	---その他のもの --フランジ		KG	7307.91		---その他のもの --フランジ		KG
7307.92 }		(省 略)			7307.92 }		(同 左)		
7307.99					7307.99				
84.70		計算機並びにデータを記録し、再生 し、及び表示するポケットサイズの 機械 (計算機能を有するものに限 る。)並びに会計機、郵便料金計機、 切符発行機その他これらに類する計 算機構を有する機械並びに金銭登 録機			84.70		計算機並びにデータを記録し、再生 し、及び表示するポケットサイズの 機械 (計算機能を有するものに限 る。)並びに会計機、郵便料金計機、 切符発行機その他これらに類する計 算機構を有する機械並びに金銭登 録機		
8470.10 }		(省 略)			8470.10 }		(同 左)		
8470.30					8470.30				
8470.50	000	--金銭登録機		NO	8470.50		--金銭登録機		NO
8470.90		(省 略)			8470.90		(同 左)		
85.18		マイクロホン及びそのスタンド、拡 声器 (エンクロージャーに取り付け てあるかないかを問わない。)、ヘッ ドホン及びイヤホン (マイクロホン を取り付けてあるかないかを問わな い。)、マイクロホンと拡声器を組み 合わせたもの、可聴周波増幅器並び に電気式音響増幅装置			85.18		マイクロホン及びそのスタンド、拡 声器 (エンクロージャーに取り付け てあるかないかを問わない。)、ヘッ ドホン及びイヤホン (マイクロホン を取り付けてあるかないかを問わな い。)、マイクロホンと拡声器を組み 合わせたもの、可聴周波増幅器並び に電気式音響増幅装置		
8518.10		(省 略)			8518.10		(同 左)		
		--拡声器 (エンクロージャーに取り 付けてあるかないかを問わない。)					--拡声器 (エンクロージャーに取り 付けてあるかないかを問わない。)		
8518.21	000	--単一型拡声器 (エンクロー ジャーに取り付けたものに限 る。)		NO	8518.21		--単一型拡声器 (エンクロー ジャーに取り付けたものに限 る。)		NO

新 (2014年)					旧 (2013年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
8518.22 }		(省 略)			8518.22 }		(同 左)		
8518.90					8518.90				
85.27		ラジオ放送用の受信機器 (同一のハウジングにおいて音声の記録用若しくは再生用の機器又は時計と結合してあるかないかを問わない。) ーラジオ放送用受信機 (外部電源によらずに作動するものに限る。)			85.27		ラジオ放送用の受信機器 (同一のハウジングにおいて音声の記録用若しくは再生用の機器又は時計と結合してあるかないかを問わない。) ーラジオ放送用受信機 (外部電源によらずに作動するものに限る。)		
8527.12 }		(省 略)			8527.12 }		(同 左)		
8527.13					8527.13				
8527.19	000	0			8527.19		ーその他のもの		
							ーFMチューナーを内蔵するもの		
8527.21 }		(省 略)			8527.21 }		(同 左)		
8527.99					8527.99				
90.06		写真機 (映画用撮影機を除く。) 並びに写真用のせん光器具及びせん光電球 (第85.39項の放電管を除く。)			90.06		写真機 (映画用撮影機を除く。) 並びに写真用のせん光器具及びせん光電球 (第85.39項の放電管を除く。)		
9006.10 }		(省 略)			9006.10 }		(同 左)		
9006.40		ーその他の写真機			9006.40		ーその他の写真機		
9006.51 }		(省 略)			9006.51 }		(同 左)		
9006.52					9006.52				
9006.53	000	2			9006.53		ーその他のもの (幅が35ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。)		
							ーフィルムを交換する機能を有しないもの		
9006.59 }		(省 略)			9006.59 }		(同 左)		
9006.99					9006.99				